

平成20年12月11日（木曜日）

出席議員（15名）

副議長	水	口	裕	子	君	8番	能	村	憲	治	君
1番	生	田	勇	人	君	9番	北	川		進	君
2番	南		和	彦	君	10番	清	水	文	雄	君
3番	川	口	正	己	君	12番	八	田	外	茂	男
4番	藤	井	良	信	君	13番	中	川		達	君
5番	恩	道	正	博	君	14番	南		守	雄	君
6番	北	川	悦	子	君	15番	米	田		満	君
7番	夷	藤		満	君						

欠席議員（1名）

議長	渡	辺	旺	君
----	---	---	---	---

説明のため出席した者

町長	八	十	出	泰	成	君	まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長	大	徳	茂	君
副町長	養			外	史	男	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	北	川	真	由美
教育長	西	尾	雄	次	君		町民福祉部 町民生活課長	川	口	克	則
総務部長 兼まちづくり政策部長	高	木	和	彦	君		町民福祉部 町民生活課参事	宮	崎	裕	子
町民福祉部長	荒	家	良	樹	君		町民福祉部 健康推進課長	重	原		正
都市整備部長	橋	本		稔	君		町民福祉部 介護福祉課長	長	丸	信	也
消防長	八	田	精	三	君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	転	正		步
会計管理者 兼会計課長	黒	田	邦	彦	君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	長	田		学
総務部長	田	中		徹	君		都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中	西	昭	夫
総務課長	島	田	睦	郎	君		教育委員会 学校教育課長	長	丸	一	平
総務部参事	北		雅	夫	君		教育委員会 生涯学習課長	出	川	常	俊
総務課長	山	田	吉	弘	君						

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第3号）

平成20年12月11日 午後2時開議

日程第1

認定第1号 平成19年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第9号 平成19年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第94号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

提案理由の説明

日程第3

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕

議案第93号 内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまで及び

議案第94号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第14号 鳥獣被害防止特措法に関する意見書の提出について

議会議案第15号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出について

議会議案第16号 社会保障関係費の2200億円削減方針撤回を求める意見書の提出について

議会議案第17号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出について

午後3時03分開議

開 議

副議長【水口裕子君】 それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

傍聴の皆様には、時間がずれ込んでお待たせして申しわけありませんでした。

ただいまの出席議員は15名であります。よ

って、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議時間の延長

副議長【水口裕子君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認め

ます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

諸般の報告

副議長【水口裕子君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、渡辺旺議長より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承をお願いいたします。

議案一括上程

副議長【水口裕子君】 日程第1、平成20年第3回定例会において、決算特別委員会に付託、継続審査となっております認定第1号平成19年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成19年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの9議案を一括して議題といたします。

決算特別委員長報告

副議長【水口裕子君】 まず、決算特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

南和彦決算特別委員長。

〔決算特別委員長 南和彦君 登壇〕

決算特別委員長【南和彦君】 平成20年第3回定例会において、当決算特別委員会に付託されました平成19年度各会計決算認定について議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員の方々には長時間にわたり慎重審議をしていただいたことに対し、深甚なる敬意を表するものであります。

本委員会は、9月16日の第1回の会議より実質審査に入り、11月4日の総括審査まで計5回に及んだものであります。

この間、委員からは活発な質疑・質問が行なわれ、それらに対し説明並びに関係資料の

提出を求め、了としたところであります。

この結果、認定第1号平成19年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成19年度内灘町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成19年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成19年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成19年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、審議の過程において、霊園事業特別会計及び土地地区画整理事業特別会計における、金沢税務署からの指導による消費税の期限後申告・納付について、その対応を当該特別会計内だけで処理するのは適当ではないとの指摘があったことを申し添えておきます。

また、本委員会として、次の主な諸点について指摘しておきたいと思っております。

その1点目として、旧サークルK跡地やテニスコート増設用地については、有効活用の観点から十分に議論し、活用方法の検討に努めること。

2点目として、内灘海水浴場の駐車場については、町が整備した駐車場に浜茶屋組合が駐車料金を徴収しているのはおかしいとの指摘があり、町として内灘海水浴場の駐車場の管理運営について、早急に検討すること。

3点目として、職員研修による資質の向上を図るためにも、職員研修に参加する意識の高揚と参加しやすい職場環境を整えるように努めること。

4点目として、地下水の問題等による消雪管の布設については、その実施基準を明確にするように努めること。

5点目として、公共用地や公共施設の貸し出しにおける減免措置について、明確な基準を定めるよう努めること。

6点目として、現在、金沢市との協定に基づき一部金沢市水の供給を受けているが、安全で安価な水道水の給水を目指して、その給水体制の確立に努めること。

以上、6点の指摘事項のほか、13項目の指摘事項も合わせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成20年12月11日

決算特別委員会委員長 南和彦

副議長【水口裕子君】 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

質 疑

副議長【水口裕子君】 これより決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

副議長【水口裕子君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

副議長【水口裕子君】 これより採決に入ります。

まず、認定第1号平成19年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認

定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、認定第2号平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成19年度内灘町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての2決算を一括して採決いたします。

本決算2件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、認定第2号、認定第3号の2決算はこれを認定することに決定をいたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、認定第4号平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、認定第4号はこれを認定することに決定をいたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、認定第5号

平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成19年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成19年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第8号平成19年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての4決算を一括して採決いたします。

本決算4件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、認定第5号、認定第6号、認定第7号並びに認定第8号の4決算はこれを認定することに決定をいたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、認定第9号平成19年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、認定第9号はこれを認定することに決定いたしました。

追加議案の上程

副議長【水口裕子君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第94号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、町長より、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告について提出が

あり、報告第11号、報告第12号、報告第13号として議案（その2）につづっておりますので、御了承をお願いいたします。

提案理由の説明

副議長【水口裕子君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 議員各位におかれましては、12月3日の議会開会以来、連日にとりまして慎重なるご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内灘町のたび重なる事務手続の不便によりまして、町民の皆様初め、議員各位に多大なご迷惑をおかけしましたことの責任を痛感をし、町長、副町長の給料月額を1カ月間10%減額するための改正でございます。

報告第11号、報告第12号、報告第13号、以上3件の専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

以上、追加議案の提案理由の説明といたしましたが、どうぞ適切なるご決議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長【水口裕子君】 提案理由の説明は終わりました。

質 疑

副議長【水口裕子君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案等の委員会付託

副議長【水口裕子君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案は議案付託表のとおり所管の総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

休 憩

副議長【水口裕子君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時19分休憩

午後 3 時35分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議案一括上程

副議長【水口裕子君】 日程第 3、去る12月 5 日、各常任委員会に付託いたしました議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕から議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案、並びに先ほど総務常任委員会に付託いたしました議案第94号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び継続審査となっております陳情第 5 号、請願第 9 号、請願第12号、請願第15号、並びに今期定例会まで

に受理されました請願第17号、請願第18号、請願第19号を一括して議題といたします。

常任委員長報告

副議長【水口裕子君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成20年第 4 回定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第 4 号)第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第 1 款議会費第 1 項議会費、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、第 2 項徴税费、第 4 項選挙費、第 5 項統計調査費、第 6 項監査委員費、第 7 項交通安全対策費、第 9 款消防費第 1 項消防費、第13款諸支出金第 2 項基金費、第 2 条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、土地売払収入の中の鶴ヶ丘 2 丁目の町有地売り払いに関しては、隣接住民より要望書が提出され、12月 8 日の委員会に提出者 2 名が傍聴される中で、その内容について提出者及び町の双方に確認をし、全員協議会にその結果を報告をしたところであります。

その審議の過程において、町有地を売り払した町の責務として、取得した事業者に対し事業開始の前に速やかな地元説明会の開催と、事業計画については柔軟な対応により隣接者並びに地域住民の同意が得られるよう、町は中立的な立場に立って指導すべきであること。

同時に、町は隣接者との土地交換契約書を確認し、話し合いを重ね、責任を果たすように努めることを申し添えておきます。

議案第89号内灘町生活安全条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第94号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年12月11日

総務常任委員会委員長 清水文雄

副議長【水口裕子君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成20年第4回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第4号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

第3条繰越明許費第10款教育費、第2項小学校費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第84号平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第85号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第86号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第87号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっていました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願について及び請願第12号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第17号暮らせる年金の実現を求めることについては、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年12月11日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治

副議長【水口裕子君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

産業建設常任委員長【北川進君】 平成20年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第81号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第4号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第3項水産業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、当委員会として、定住促進、企業誘致について具体的な行動を速やかに起こすこと。特に白帆台地区については、自然エネルギー等を活用した効果ある定住促進策に取り組むよう、申し添えておきます。

議案第83号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第88号平成20年度内灘町水道事業会計補正予算(第1号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第90号損害賠償の額の決定及び和解については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第91号内灘町道路線の廃止については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第92号内灘町土地開発公社定款の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっていた請願・陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急な検証、精査と認証を求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出された請願の審査の結果を報告いたします。

請願第18号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願については、慎重に審査をした結果、不採択とすることに決しました。

請願第19号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成20年12月11日

産業建設常任委員会委員長 北川進

副議長【水口裕子君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

副議長【水口裕子君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

副議長【水口裕子君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、北川悦子さん。

〔6番 北川悦子君 登壇〕

6番【北川悦子君】 議席番号6番、北川悦子です。

議案第82号と議案第91号に対して、反対の立場から討論させていただきます。

議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第4号)歳入第15款財産収入第2項財産売却収入、歳出第13款諸支出金第2項基金費に際しまして、反対の立場から討論いたします。

鶴ヶ丘2丁目売り払い価格1億1,500万円について、安く売り払い過ぎていると思われるので、反対いたします。

議案第91号内灘町道路線の廃止についての議案に反対します。

廃止と同時に、新しい道路の認定をし議案としていないため、反対をいたします。

以上です。

副議長【水口裕子君】 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

副議長【水口裕子君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕、議案第81号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第80号、議案第81号の2議案は原案のとおり承認されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第82号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第83号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第84号平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第83号、議案第84号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第85号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第86号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第87号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第85号、議案第86号、議案第87号の3議案は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第88号平成20年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第89号内灘町生活安全条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第90号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第91号内灘町道路線の廃止についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第92号内灘町土地開発公社定款の変更について、議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議案第92号、議案第93号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議案第94号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決

されました。

副議長【水口裕子君】 次に、継続審査となっております請願・陳情を採決いたします。

まず、陳情第5号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、請願第9号子宮頸がんの予防ワクチンに関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、請願第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、請願第12号社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、請願第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急な検証、精査と認証を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり継続審査で決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、請願第15号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第17号暮らせる年金の実現を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、請願第17号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、請願第18号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。お諮りいたします。請願第18号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を採択することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立少数でありま

す。よって、請願第18号は不採択とすることに決定いたしました。

副議長【水口裕子君】 次に、請願第19号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、請願第19号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

休 憩

副議長【水口裕子君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 4 時06分休憩

午後 4 時35分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

追加議案の上程

副議長【水口裕子君】 追加日程第1、議会議案第14号鳥獣被害防止特措法に関する意見書の提出について、議会議案第15号子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出について、議会議案第16号社会保障関係費の2200億円削減方針撤回を求める意見書の提出について、議会議案第17号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についての4議案を一括して議題といたします。

提案理由の省略

副議長【水口裕子君】 お諮りいたします。本4議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、本4議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

副議長【水口裕子君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

副議長【水口裕子君】 次に討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

表 決

副議長【水口裕子君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第14号鳥獣被害防止特措法に関する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議会議案第14号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議会議案第15号子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議会議案第15号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議会議案第16号社会保障関係費の2200億円削減方針撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議会議案第16号は原案のとおり可決されました。

副議長【水口裕子君】 次に、議会議案第17号燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立全員であります。よって、議会議案第17号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

閉会中継続審査及び調査

副議長【水口裕子君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、

会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

閉議・閉会

副議長【水口裕子君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成20年第4回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、連日にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後4時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員